

各 位

平成22年1月29日

大和証券株式会社

大和証券、アリアンツ生命の一時払変額年金保険 「エルデ」を販売開始

大和証券株式会社（本社：東京都、代表取締役社長：鈴木 茂晴）は、アリアンツ生命保険株式会社（代表取締役社長：三宅 伊智朗）の一時払変額年金保険（年金原資保証・Ⅱ型）「エルデ」の販売を平成22年2月1日より開始いたします。

「エルデ」について

～ 一時払変額年金保険（年金原資保証・Ⅱ型）～

金融危機の中において、お客さまが資産運用に対して持つ「運用実績が不調で資産が減り続ける不安」・「運用実績が好調でも、いつ下がるかわからない不安」・「変動の激しい市場で資産運用を始めることへの不安」は強まり、投資におけるリスク回避志向が高まっています。

一時払変額年金保険（年金原資保証・Ⅱ型）「エルデ」は、年金原資の最低保証・ステップアップ保証機能に加え、市場環境の変化に対応した運用を実現しており、お客さまは、安心して長期的に資産を運用いただけます。

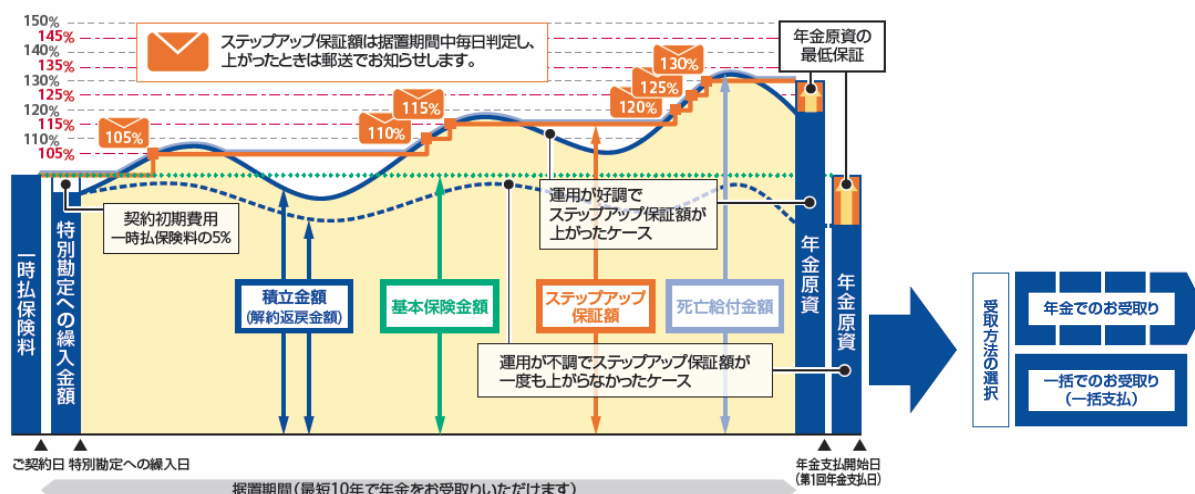
アリアンツ・グループについて

アリアンツ・グループは、世界 70 か国以上で損害保険、生命保険、資産運用および銀行業務にわたる幅広い金融サービスを提供する世界有数の保険・金融サービスグループです。ドイツ最大の保険会社であり、フランス・イタリア・アメリカ・アジアおよび中東欧の保険業界においても上位に位置しています。グループの総資産は 2009 年 9 月末時点で約 5,730 億ユーロ(約 75 兆円、1 ユーロ=131.72 円で換算)となっています。アリアンツSEおよびアリアンツ・グループの一部の主要な子会社は、スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付けAAという高い評価を受けています(格付けは 2010 年 1 月 29 日時点のものであり、将来的に格付け会社により変更される可能性があります。日本におけるアリアンツ生命保険株式会社に対する評価ではありません)。(アリアンツ・グループ ホームページ: <http://www.allianz.com>)

※ 商品の概要については、添付の『「エルデ」商品概要・ご契約のお取扱い』をご参照ください。

商品概要

- 運用実績にかかわらず、年金原資・死亡給付金は基本保険金額(一時払保険料)と同額が最低保証されます。運用が好調であれば、年金原資・死亡給付金の最低保証額が基本保険金額(一時払保険料)の105%から150%の範囲内で、5%刻みでステップアップします。ステップアップ保証額は据置期間中、毎日判定され、一度ステップアップした最低保証額は以後下がることはないため、運用成果を確保できます。



※ 特別勘定への繰入日は、つぎのいずれか遅い日となります。

- (1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
- (2) ご契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解約などがなかった場合のものです。また、将来の積立金額、死亡給付金額、年金原資などを保証するものではありません。

- 特別勘定を、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と、資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成し、これらの資産の配分比率を毎週自動的に見直します。収益期待資産の価格の変動が小さいとき(ボラティリティが低いとき)は収益期待資産の配分比率を引上げ、収益の獲得を目指します。また、収益期待資産の価格の変動が大きいとき(ボラティリティが高いとき)は、リスク回避資産の配分比率を引上げ、価格の下落リスクを軽減します。

※ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

	資産種類	組入比率	主な投資対象とする投資信託
収益期待資産	日本株式	5%	ステート・ストリート日本株式インデックス・ファンド VA2 〈適格機関投資家限定〉
	外国株式 (為替ヘッジあり)	30%	ステート・ストリート外国株式インデックス・ファンド VA3 〈適格機関投資家限定〉
	日本債券	15%	ステート・ストリート日本債券インデックス・ファンド VA3 〈適格機関投資家限定〉
	外国債券 (為替ヘッジなし)	50%	ステート・ストリート外国債券インデックス・ファンド VA3 〈適格機関投資家限定〉
リスク回避資産	短期金融 資産	—	ステート・ストリート短期国債ファンド VA 〈適格機関投資家限定〉

ご契約のお取扱い

■ エルデ

契約年齢 (被保険者の年齢)	0歳～75歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	200万円～5億円(1万円単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める 保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して5 億円をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	10年～90年(1年単位) ※ 年金支払開始時の被保険者の年齢が90歳をこえることはできません。 ※ 据置期間の変更はできません。
年金種類 / 年金支払開始年齢	保証期間付終身年金 / 50歳～90歳 保証期間付終身年金(年金総額保証型) / 50歳～90歳 確定年金 / 10歳～90歳
付加できる特約	遺族年金支払特約
増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含め て8日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回または ご契約の解除ができます。

「エルデ」についてご確認いただきたい事項

投資リスクについて

- この商品では、お払込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、国内外の株式および債券を主な投資対象とする投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、運用実績が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、ご契約者に帰属することになります。

諸費用について

- この商品にかかる費用の合計額は、「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」、「年金管理費」の合計額となります。

	項目	目的	費用	ご負担いただく時期
据置期間中 にかかる費用	契約初期費用	ご契約の締結などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 5%	特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。
	保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および年金原資および死亡給付金を最低保証するための費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.65%	毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
	資産運用関連費用 (信託報酬率)	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする投資信託の信託財産に対して 年率 0.197925%以内 (税抜き 0.1885%)	毎日、左記の年率の日割額を信託財産から控除します。
年金支払い 期間中にか かる費用	年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1%	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。遺族年金支払特約による年金のお支払いについても同様のお取扱いです。

※ 資産運用関連費用(信託報酬率)は、収益期待資産とリスク回避資産の配分比率の変動などにより増減します。記載の数値は、収益期待資産の配分比率を100%として、収益期待資産の組入比率で主な投資対象とする各投資信託に投資した場合のものです。

※ 資産運用関連費用として、信託報酬のほかに、監査報酬、信託事務の諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※ 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※ 年金管理費は、将来変更されることがあります。

その他ご留意いただきたい事項について

- この商品の年金原資には一時払保険料相当額の最低保証がありますが、年金原資が最低保証されるためには、一部解約などのご契約内容の変更をされずに、据置期間満了時まで運用いただく必要があります。

このプレスリリースは、「エルデ」の概要をご説明するものです。この商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。